

派遣職員の募集について

東京都総務局行政部振興企画課への派遣研修について

1. 派遣先 東京都総務局行政部振興企画課（多摩振興担当）
2. 研修期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）
3. 募集人員 1名
4. 募集基準 一般事務の主任職又は主事職の職員で、令和4年3月31日現在、狛江市における勤続年数が3年以上、概ね35歳までの者（ただし、応募者が不在の場合は、募集基準の変更もあり得るものとする。）
5. 募集期限等 令和4年2月14日（月）までに各所属の部長を通じて、職員課長へ申し込む。
6. 派遣者の決定 希望者との面談及び所属課長等の意見を参考に選考する。
7. 研修内容
 - （1）多摩の振興策に関すること
 - ・「新しい多摩の振興プラン」（令和3年9月策定）に係る進行管理
 - ・都庁内の各局事業の進捗状況・予算措置状況等の把握
 - （2）多摩の魅力発信に関すること
 - ・多摩地域の定住人口や交流人口の増加を図るため、市町村と連携し、多摩地域の様々な魅力（良好な住環境、特産品、身近な観光資源など）を、ホームページや雑誌などの各種媒体を活用して、多摩地域内外に発信
 - （3）都予算要望に関すること
 - ・市長会・町村会などからの予算要望への対応
 - ・上記の要望について、都庁内の各局と調整し、措置状況を取りまとめて回答
 - （4）市町村総合交付金（まちづくり振興割地域特選事業枠）に関すること
 - ・市町村総合交付金のうち、まちづくり振興割地域特選事業枠の交付事務
 - （5）まちづくり推進コンシェルジュに関すること

- ・市町村が進めるコミュニティ拠点の整備をはじめとした地域のまちづくり施策が円滑に進むよう、市町村からの相談を受け、都庁内の各局と調整し、支援に繋げる。

8. 勤務条件 勤務条件は、東京都と狛江市の協定による。
- (1) 併任（派遣研修）
 - (2) 給与は、派遣元団体（狛江市）が支給する。
 - (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣先団体（東京都）の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を適用する。
なお、年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。
 - (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
 - (5) 旅費は、派遣先団体の「職員の旅費に関する条例」を適用する。
 - (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
 - (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
 - (8) 公務災害補償は、派遣元団体はその負担において行う。
 - (9) 研修、健康診断は、派遣元団体が行う。
 - (10) 分限及び懲戒は、両者協議してそれぞれ行う。

株式会社小田急SCディベロップメントへの職員派遣について

1. 派遣先 株式会社小田急SCディベロップメント（本社 新宿区西新宿一丁目）
2. 期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間）
3. 募集人員 1名
4. 募集基準 一般事務又は一般技術の職員で、令和4年3月31日現在、主任職経験2年以上又は係長職（相当職を含む。）の概ね45歳までの者（ただし、応募者が不在の場合は、募集基準の変更もあり得るものとする。）
5. 求める人材像 令和2年11月に包括連携協定を締結した小田急SCディベロップメントと狛江市を繋ぐ役割を担い、連携事業を主導していこうという意欲と気概を持つ職員で、特に以下に掲げる経験や能力を持つ者の応募を歓迎する。
 - ・派遣期間中は、積極的に民間企業の経営及びノウハウを会得するとともに、狛江市に戻りその経験を十二分に活用して市政運営に参画することができる職員

- ・キーパーソンとのネットワークを駆使して、自ら進んで市内の地域課題の解決に取り組むことができる職員
 - ・小田急SCディベロップメントとの連携事業の実施にあたり、庁内各課との調整ができる職員
6. 募集期限等 令和4年2月14日(月)までに各所属の部長を通じて、職員課長へ申し込む。
7. 派遣者の決定 希望者との面談及び所属課長等の意見を参考に選考する。
8. 研修内容等 業務内容等は、あくまで現時点における予定であり、今後派遣先との協議により変更もあり得るものとする。
- (1) 業務内容
- ・テナントの営業管理(収支計算、契約、収入管理、賃料交渉、契約管理、店舗への経営アドバイス等)
 - ・施設活性化策の立案(テナント入替、リニューアル計画立案等)
 - ・販売促進企画(キャンペーン・イベントの企画)
 - ・地域連携業務全般
 - ・その他
- (2) 職場
- 世田谷営業室
- 代々木上原から和泉多摩川に位置する商業施設(代々木上原アコルデ、経堂コルティ、成城コルティ及び狛江マルシェ等)を所管する。
9. 勤務条件 勤務条件は、株式会社小田急SCディベロップメントと狛江市の協定による。
- (1) 併任(派遣研修)
- (2) 給与は、派遣元団体(狛江市)が支給する。
- (3) 勤務時間、休日、休暇等は、派遣元団体の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を適用するほか、派遣先団体(株式会社小田急SCディベロップメント)の従業員就業規則に従う。
- 午前9時30分から午後6時まで(休憩1時間を含む。)を勤務時間の基本パターンとするが、派遣先団体の所属長から基本パターン以外の時間における勤務を命令することがある。また毎月16日から翌月15日までの1か月間を平均し、週40時間を超えない範囲での変形労働制(シフト制)を採用する(このため土日のうちいずれか及び年末年始の勤務がある)。年次休暇については、派遣元団体の条例を適用し通算する。

- (4) 退職手当は、派遣元団体が負担する。
- (5) 旅費は、派遣先団体の従業員就業規則を適用する。
- (6) 共済組合は、派遣元団体に所属する。
- (7) 共済会は、派遣元団体に所属する。
- (8) 公務災害補償は、派遣元団体がその負担において行う。
- (9) 研修、健康診断は、派遣元団体が行う。
- (10) 分限及び懲戒は、派遣元団体が行う。